

2 稲 高 号 外

令和 2 年 4 月 9 日

指定特定福祉用具販売事業者 各位

稲沢市市民福祉部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症に係る福祉用具購入費及び住宅改修費
の支給申請等について（通知）

平素は、本市の介護保険行政につきまして格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、介護保険に係る福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請等について、下記のとおり取り扱いますので適切な対応をお願いします。

記

1 対象について

- 介護保険福祉用具購入費支給申請
- 介護保険住宅改修費支給申請（事前申請及び事後申請）

2 申請について

新型コロナウイルス感染症による感染が収束するまでの当分の間、郵送による申請を可能とする。なお、申請にあたっては、次の点に留意すること。

- 住宅改修費の事前申請にあたっては、返信用封筒を同封すること。なお、審査結果の一報が必要な場合は、担当者氏名連絡先を住宅改修が必要な理由書の余白に記載すること。
- 福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請にあたっては、領収書のコピーを添付すること。ただし、領収書等に市の確認を必要とする場合は、領収書の原本と併せて返信用封筒を同封すること。
- 申請日は申請書の送付日とすること。

また、従前のとおり窓口で申請する場合には、少回数・短時間の滞在となるよう配慮すること。

3 その他の留意事項について

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応については、厚生労働省事務連絡等で示されており、また今般「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）が公表され、その中でも、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。」とされたことを受け、郵送による申請を可能としたものです。

郵送による申請で書類に不備等が見受けられる場合、余分な手間が発生してしまうことから、事業者においては遺漏なき申請に協力をお願いします。

連絡先 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所市民福祉部高齢介護課
介護認定グループ 電話 0587-32-1292（ダイヤルイン）